

論壇

電子取引における電子データの保存範囲

はじめに

令和3年度税制改正において、いわゆる電子帳簿保存法が改正され、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度における「出力書面等による保存措置」(旧電帳法10但書)が廃止された。令和4年度税制改正により、2年間の宥恕措置が設けられたものの、令和5年12月31日に適用期限を迎え、本年(令和6年)1月1日以後に行う電子取引については、その適用はない。そのため、令和5年度税制改正において、保存要件について一定の緩和措置が講じられたとともに、新たな猶予措置が設けられ

た。ここで注意が必要なのは、本年1月1日以後に行う電子取引については「電子データの保存」が必須であるという点である(新たな猶予措置を適用しても、出力書面の保存のほか、電子データの保存が別途必要となる)。

1. 書類の保存範囲

まず、電子取引を検討する前に、所得税法及び法人税法における帳簿書類の保存義務について確認する。例えば、所得税法においては、青色申告者に帳簿書類の保存義務が課せられているところ、決算関係書類以外の書類で保存すべきとされているものの範囲は「取引に関する相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類

でその写しのあるものはその写し」とされている(所規63①三)。法人税法における青色申告法人に係る帳簿書類の保存義務も、この規定と同様の規定となっているほか、青色申告ではない個人事業者や法人もほぼ同等又は同様の規定となっている(法規59①三、67①一、所規102③二ほか)。

2. 電子取引と電子データの保存範囲

所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。)及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、一定の保存要件にしたがって、その電子取引の取引情報に係る電子データを保存しなければならない(電帳法7)。この規定の趣旨は、所得税法及び法人税法では、電子取引に係る電子データの保存義務を課していないところ、その電子データの保存を義務付けられない取引の原始記録が保存されない可能性があるため、電子帳簿保存法で保存を義務付けたものである。

ここでいう電子取引とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう(電帳法25)。そうすると、「取引情報」とは何かが問題となるわけであるが、ここでいう取引情報とは「取引に関する受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう」とされている(電帳法25)。すなわち、書類でやりとりしたならば保存すべきとされる書類に通常記載される事項が「取引情報」ということである。

3. 保存範囲の更なる明確化

概念的には、保存範囲は書類の場合と変わらないというところを理解できても、実務上は未だ不明確であることは否定できない。例えば、

「取引に関する書類に通常記載される事項をいう」とされている(電帳法25)。すなわち、書類でやりとりしたならば保存すべきとされる書類に通常記載される事項が「取引情報」ということである。このように、規定の趣旨や定義からすると、保存すべき電子データの範囲は、請求書や領収書などを書面ですべてやりとりする場合は保存範囲と変わらないというところになる。この点、国税庁においては、令和5年12月15日にお問合せの多い「質問」を更新(令和6年1月最終更新)し、「電子帳簿保存法における電子取引データの保存範囲もこれらの書類を紙で保存する場合は保存範囲と変わりありません」との考えを示した。従来、保存範囲については、通達や一問一答等で明確に記載されていなかったことから、保存範囲の明確化の観点から非常に評価できるものである。

ば、書類の保存範囲や取引情報の定義には「その他これらに準ずる書類」があり、それがどの範囲まで含まれているのか明確ではない。また、「取引に関する」と、やりとりしたものも保存すべきことになるが、この範囲も明確ではない。すなわち、法令用語において、ある事項との関係性を示すものとして、「に係る」と「に関する」があるが、「に係る」は「に関する」よりも関係が直接的である場合に用いられる。「取引に関して」ということであれば、取引との関係が直接的ではない周辺のものも含まれることになる。

4. 保存範囲に関する提言

最後に、交通系ICカードによる支払い、とりわけ公共交通機関への支払いを例に、保存範囲に関する提言をしたい。交通系ICカードは、改札機から発生している磁場に近づけると電力が発生し、それによりICチップが起動し、改札機

用な疑いや争いを避けるために、保存範囲の明確化は書類の場合よりも求めらるるというよう。

との間で利用に関するデータをやりとりする。したがって、ICカードによる支払いは電子取引に該当する。例えば、個人事業主が取引先に向かう際、ICカードで公共交通機関を利用した場合、その取引情報は電

子取引に係る電子データとして保存の対象となる。また、従業員がICカードで公共交通機関を利用し、それを会社で立替精算した場合はどうだろうか。国税庁一問一答10では「従業員が支払先から電子データにより領収書を受領する行為についても、その行為が会社の行為として行われる場合には、会社としての電子取引に該当します」としている。そして、「会社の行為」か否かについて、「法人税法上、会社業務として従業員が立替払いした場合」には、原則、当該支払が会社の費用として計上されるべきものであることから、従業員が立替払いで領収書を電子データで受領した行為は、会社の行為として、会社と支払先との電子取引に該当すると考えられるべきです」としており、費用の帰属をその判断基準にしている。この基準に従えば、従業員が業務上利用した公共交通機関の料金は、会社の費用に計上されるものであるから、従業員がICカードで利用履歴データを受領した行為は、会社の行為として、会社と公共交通機関との電子取引となり、そのICカード内のデータを保存する必要があるという結論になる。もっとも、公共交通機関の発券機から利用履歴を紙出力し、



鈴木涼介 [神田]

それが電子データと同一の内容であり、書面を正本として取り扱って保存するのであれば、データ保存は不要になるものと思われる。このような電子データについて、検索要件などの保存要件に従って又は新たな猶予措置の対応として保存する必要があるのであるか。使途不明金は別として、一般的な支出を経費算入することについて、書類の保存がないことを直接的な理由として否認する規定は存在しない。公共交通機関の利用について、業務のため実際に利用したことや金額の妥当性などについて証明できるのであれば、経費算入が認められて然るべきであり、ICカードの利用履歴データが経費算入の絶対的な要件ではない。インボイス制度においては、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送に係るインボイスの交付義務免除及び帳簿のみによる仕入税額控除が認められている。電子データの保存義務と消費税の帳簿のみの仕入税額控除とは、その趣旨が異なるものではあるが、実務上の必要性や事業者の事務負担軽減の観点から、電子帳簿保存法においても3万円未満の公共交通機関の利用に係る電子データは保存の対象から除外してもよいのではないだろうか。

1 帳簿書類の保存範囲が不明確であることを指摘するものとして、瀧田信宏「帳簿書類の保存制度の在り方に関する一考察―法人税における帳簿書類保存制度を中心として」(所法45③、法法55③)。
2 税大論叢第103号。

2 高橋和之ほか「法律学小辞典第5版」1308頁。
3 もっとも簿外経費については、令和4年度税制改正において経費算入を認めない措置が講じられた(所法45③、法法55③)。